

令和7年第1回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和7年1月20日
2. 開催日時 令和7年1月27日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 10人

5. 出席委員

1番	堤	透委員
2番	高田	里美委員
4番	廣瀬	普委員
5番	森	隆委員
7番	林	鉄雄委員
8番	岩田	好博委員
9番	北村	一也委員
10番	酒井	健詞委員
11番	青木	千恵子委員
12番	高田	住代委員

6. 欠席委員

3番	古川	正敏委員
6番	浅野	隆士委員
13番	岩田	重雄委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野	将弘
事務局次長	玉置	公司
書記	住	義之
書記	梅田	莉奈

8. その他主席 農地利用最適化推進委員 小森 光雄
太平 康生

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農業振興地域の整備に関する法律関連議案について

議案第41号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について（継続）

日程第6 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議長 開会に先立ちまして、本日総会前の農地部会に引続き、農地利用最適化推進委員の大平康生委員、小森光雄委員にご参加いただいております。お2人は参考意見を述べることはできても、議決などの際に挙手等で参加することはできませんのでご承知おき願います。本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第1回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番森隆委員、7番林鉄雄委員の2名を指名いたします。

○議長 日程第2、専決処分等の報告について、令和6年12月11日から令和7年1月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議長 只今、事務局から報告がありました、報告第1号について、質疑等ありませんか。

○北村委員 番号3、4の案件ですが、届出が1回提出されて水道の引込ができなかったため地目を宅地に変えられなかったということですが、当初の申請と見比べると面積に相違がみられ、申請後分筆されたと推測しています。分筆後でも再提出ができるのでしょうか。また、市街化区域では地目の変更ができなかった場合において、再提出されると思うのですが、転用目的の変更回数が増えるのではないのでしょうか。

○事務局 届出受理後に所有権移転登記が終了し、売買終結後の工事段階で費用が不足し、工事未完成の状況で法務局は地目変更を認めないため、再提出を選ばれたもので

す。農業会議等にこのような場合、市街化区域内での再提出は可能であると確認しております。他の方法は、届出通りに工事を完成させて宅地等地目変更してもらうか、当初の申請を取り消して、売買契約を破棄し、所有権移転を元に戻す方法もないわけではありませんが、その方法は損害賠償等で様々な要因が絡んでくるため厳しいと思われます。再提出は禁止されている方法ではなく、選択肢の一つです。所有権移転後や分筆後でも計画が途中で変更になった場合、申請者にはどの方法で是正するか選択する権利があり、農業委員会として、それを認めないというのは相当の理由が必要になると思います。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第２の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第３、農地法関連議案について議題とします。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請書の審議について」、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書の審議について」、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第１号番号１について、堤透委員ご意見ありますか。

○堤 委 員 特にございません。これで良いと思われます。事務局が説明していただいた通りで問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議 長 議案第１号番号２について、廣瀬普委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員 事務局の説明通りで何も問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

○議 長 議案第１号番号３について、森隆委員ご意見ありますか。

○森 委 員 特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

○議 長 議案第 1 号番号 4 について、酒井健詞委員ご意見ありますか。

○酒井委員 特段ございません。よろしくお願いします。

○議 長 議案第 1 号番号 5 及び議案第 3 号番号 1 について、担当地区の古川正敏委員は欠席ですが、説明通りと聞いています。

○議 長 議案第 2 号番号 1 及び議案第 3 号番号 2 について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 補足ですが、前回の議案第 3 9 号番号 1 と関連し、隣地の農地が進入路や既存の住宅敷地として利用されている部分を今回是正のため申請されたものです。よろしくお願いします。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10 分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は 3 時 35 分とします。
(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第 1 号番号 1 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 1 号番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第1号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第1号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第1号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第1号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号5について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第２号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第２号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第３号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第３号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第３号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第４、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議長 議案第4号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○廣瀬委員 中間管理事業を利用する貸借と利用しない貸借についての区別はありますか。

○事務局 中間管理機構を通して契約する方法と、機構を通さず相対で契約する方法がありましたが、法改正で地域計画策定と関連し、長期間契約が前提の中間管理事業を利用した貸借契約に一本化されるため、今月の議案でちょうど相対契約は最後になります。本日の議案では、当初借受人は中間管理事業を利用する予定でしたが、賃料の見直しなどの事情により、3年間という短期間での相対契約を選択されました。経過措置により地域計画公告前であれば、相対契約が選択できるのでそちらで申請された経緯です。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第5、「農業振興地域の整備に関する法律関連議案について」を議題とします。議案第41号「瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、農地部会に付託しておりましたので、農地部会長林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。

○林委員 只今、議題となりました「議案第41号瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、につきましては農地部会に審議が付託されましたので、本日、総会に先立ち部会を開催、農地利用最適化推進委員の地区担当である小森光雄委員、大平康生委員、農業委員会事務局に出席を求め、巢南庁舎公室において審議致しました。個別申出分につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振

興地域整備計画の変更要件、かつ県の「土地利用目的についての適合性の同意基準」、市の「農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る適合基準」をもとに、チェックリストを作成、さらに現地確認も実施し、慎重に審議を行いました。審議の内容及び結果を議案に沿って申しあげますと、除外１、重里字畑田１９７７番１、現況地目が畑で面積６３７㎡の社会医療法人の駐車場造成の件について、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、路上駐車は減少という交通安全上の問題の解消だけでなく、地域医療サービスの一層の充実という観点、そして樽見鉄道美江寺駅は徒歩圏内であって、周囲に家が立ち並ぶ場所であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。除外２、十七条字改田町７５７番、７５８番、７５９番、７６０番現況地目田、総面積４２３４㎡の倉庫、事務所の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、工場が立ち並ぶ区域に隣接し、民家も近くに存在せず、水田集積地の南側の角地から一帯となる開発計画であることから、不整形な農地は発生せず、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。以上で農地部会長報告を終わります。

○議長 長 ただいま報告ありました農地部会長報告の議案第４１号除外１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第４１号除外１について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 長 全会一致と認め、議案第４１号除外１について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議長 長 議案第４１号除外２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議長 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第４１号除外２について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、議案第41号除外2について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議 長 日程第6、その他について議題とします。「農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について」事務局に説明を求めます。
(事務局資料を配布しながら説明)

○議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○廣瀬委員 農地パトロールの業務に関して、市全域の農地を巡回するため事務局の負担が重いと思うのですが、何か軽減できる案とありますか。

○議 長 私の地区では、毎年放棄地リストに出てくる農地所有者へ事前に除草の呼びかけを行っています。担当地域に農地の適切な管理を呼びかけると良いのではないのでしょうか。

○事務局 農業委員会事務局は夏と秋の2回パトロール後の除草依頼文書発送に加えて、商工農政観光課長で随時苦情があり次第、随時文書送付を行っております。雑草の苦情だけでなく、野焼きや農薬散布に関する苦情も出てきているので、現地対応などにも追われている状況です。

○北村委員 今回放棄地としてリストに含まれている農振農用地に関して固定資産税の課税強化が可能だと思いますが、事務局は何か対応しますか。

○事務局 固定資産税の課税強化は、その措置が有効な所有者に対して行う必要があり、所有者不明などの様々な所有者側の事情もあることから、何が最も効果的なのか個別で具体的に検証しつつ、指導や勧告等を実施しないといけないと考えています。

○議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第1回総会を閉会いたします。